

第九十八条第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「除く。」の下に「並びに第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限」を加える。

第九十九条の二中「の規定による業務報告書」を「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類」に、「又は業務報告書」を「又はこれらの書類」に、「して業務報告書」を「してこれらの書類」に、「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「に係る業務報告書」を「又は特定信用事業代理業者に係る書類」に改め、同条を第九十九条の二の三とする。

第九十九条の次に次の二条を加える。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第九十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条の三を次のように改める。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して
、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四中「子会社等」の下に「、信用事業受託者」を加える。

第九十九条の六を削り、第九十九条の五を第九十九条の六とし、第九十九条の四の次に次の二条を加える。

第九十九条の五 第十一条の二の三（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百条の二を第一百条の四とし、第一百条の次に次の二条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第一百条の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に定める罰金刑を、その人にに対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条の二の三 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に

あつては、二億円以下の罰金刑)

- 三 第九十九条の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九条の五 二億円以下の罰金刑
- 四 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

- 五 第九十九条の二、第九十九条の三第三号、第九十九条の六又は前条 各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百一条第一項中「又は中央会の役員又は清算人」を「若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号の二中「又は第九十七条の二」を「第九十二条の三第三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項」に改め、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十七の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十七の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

(水産業協同組合法の一部改正)

第八条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

「第七章 登記（第一百一条—第一百二十二条）」を

第七章の二 特定信用事業代理業（第一百二十

に改める。

一条の二—第一百二十二条の四）」

第十一条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改

め、同項を同条第九項とする。

第十一条の四第二項中「第十一条の六第一項」の下に「、第十一条の六の三」を、「第五十八条の三第一項及び第四項」の下に「、第一百二十二条第二項」を加える。

第十一条の五中「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に改める。

第十一条の六の次に次の二条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十一条の六の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為
- 二 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれの

あることを告げる行為

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。）、当該組合を所属組合（第一百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、

信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為第十一条の七第二項中「説明」の下に「、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行」を加える。

第十一条の八第二項中「（第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七

条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。」を削る。

第十一条の九中「（当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十七条の二第一項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第四項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に改める。

第四十一条の二第一項中「第八十七条第十一項」を「第八十七条第八項」に改める。

第八十七条第四項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十一項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第八十七条の二第一項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第八十七条の三第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は」に改め、同条第十項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは」に改める。

第九十二条第一項中「第十二条の六第一項」の下に「、第十二条の六の二、第十二条の六の三」を加え、「第十二条第十二項」を「第十二条第九項」に、「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第十二条第九項」を「第十二条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第九十六条第一項中「第十二条の六第一項」の下に「、第十二条の六の二、第十二条の六の三」を加え、「第十二条第十二項」を「第十二条第九項」に、「第九十三条第十一項」を「第九十三条第八項」に改

める。

第九十七条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第十二条第九項」を「第十二条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第一百条第一項中「第十二条の六第一項」の下に「、第十二条の六の二、第十二条の六の三」を加え、「第十二条第十二項」を「第十二条第九項」に、「第九十七条第十二項」を「第九十七条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 特定信用事業代理業

（許可）

第一百二十二条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第

九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいづれかを行う事業をいう。

- 一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 3 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

(適用除外)

第一百二十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の六の三（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百一十七条第二項）、前条第三項、第一百一十二条第二項及び第一百一十七条第二項の規定、次条第一項において準用する場合を含む。）、前条第三項、第一百一十二条第二項及び第一百一十七条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

(特定信用事業代理業に関する銀行法の準用)

第一百二十二条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣總理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第一百二十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用

事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第一百一十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第一百二十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第一百二十一条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一条第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十二条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条、第一百二十九条及び第一百三十条において同じ。）」を「子法人等又は信用事業受

託者」に改める。

第一百二十三条第五項中「子会社」を「子法人等又は信用事業受託者」に改める。

第一百二十七条第二項(ただし書)中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「は、同項ただし書」を「並びに第一百二十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書」に改める。

第一百二十八条の二を次のように改める。

第一百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の六の二(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第百二十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三 不正の手段により第一百二十二条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第一百二十八条の二の次に次の二条を加える。

第一百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第一百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び

第一百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び

第一百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

五 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百二十九条を次のように改める。

第一百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八

十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百二十九条の次に次の三条を加える。

第一百二十九条の二 第十一条の六の三（第一号に係る部分に限り、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役

若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第一百二十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第百二十八条の三 三億円以下の罰金刑

二 第百二十八条の四第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第一百二十九条の一 二億円以